令和6年2月市議会建設水道委員会資料

第6号議案 令和6年度長崎市一般会計予算

目	次				ページ
≪ 4	款	衛生費	3 項	上水道費≫	
	1	水道事	業会計	繰出金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	水道事	業会計	·繰出金内訳表(対前年度予算比較) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
≪ 8	款	土木費	5 項	都市計画費≫	
	3	下水道	事業会	計繰出金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	4	下水道	事業会	計繰出金内訳表(対前年度予算比較)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	[]	参考】農	業集落	排水事業及び漁業集落排水事業における	
		地:	方公営	企業法の適用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

上下水道局

令和6年2月

1 水道事業会計繰出金について

		予算説明書				
ページ	款	項	目	番号	事 業 名	予算額
	4	3	1	H -7		
204 ~ 205	衛生費	上水道費	上水道費	1-1	繰出金 水道事業会計繰出金	千円 139,901

(1)概要

「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務副大臣通知)に基づき、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化すること等を目的とした繰出金

(2)財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳						
尹未其	国庫支出金	地方債※	その他	一般財源			
139,901		4,700	_	135,201			

※ 一般会計出資債

公営企業の脱炭素化の取組に要する経費:充当率50%(交付税措置率30%~50%)

※地方公営企業繰出金の根拠規定

地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則)

- 第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の 特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。
 - 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入(料金)をもつて充てることが適当でない経費
 - 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入(料金)のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 水道事業会計繰出金内訳表(対前年度予算比較)

(単位:千円)

							6 年 度	5 年 度	増減	(単位:干円)
項目	内訳	内 容	算	定	方	法	当初予算	当初予算 (B)	(A) - (B)	増減理由
補	企業債利息	国庫補助対象事業 (簡易水道再編推進事業分)	水道施設統合團	隆備事業に係	系る利子償還	豊金の1/2	9, 204	9, 762	△558	元利均等方式で償還している企業債の償還が進み、利子償還金が減少 することによる減
	正不良竹心	簡易水道事業(旧町地区分)	簡易水道事業に	に係る利子的	賞還金の1/	2ほか	4, 643	6, 549	△1, 906	元利均等方式で償還している企業債の償還が進み、利子償還金が減少 することによる減
助	児童手当	児童手当法に基づく児童手当の給付に要する経費の一部 (支給対象職員数:52人)	○3歳未満は、 (7,000円は ○3歳以上は、 ・3歳~高を ○第3子以降に ・0歳~高を ※多子加算のが について、カヴ	事業主負担 支給額全額 交生年代まっ ついて代まっ 交生年とか	i) 顔 で 10,000円 で 30,000円 去は、22歳	1	9, 166	7, 738	1, 428	児童手当が拡充されることによる増
金		補助金計	$\widehat{\mathbb{D}}$				23, 013	24, 049	△1,036	
出	未給水地区無水源 簡易水道事業	国庫補助対象事業 (飛地区域簡易水道・給水区域内無水源地域簡易水道)	国庫補助対象引	事業費の1/	/3		_	112, 600	△112, 600	国の1次補正により対象事業が令和5年度に前倒しされたことによる 皆減
	基幹水道構造物の 耐震化事業	浄水場・配水池等の基幹水道構造物 の耐震化事業	対象事業費の「	1 / 4			_	27, 500	△27, 500	国の1次補正により対象事業が令和5年度に前倒しされたことによる 皆減
	水道管路の耐震化事業	水道管路の耐震化事業	対象事業費の「	1/4			_	108, 300	△108, 300	国の1次補正により対象事業が令和5年度に前倒しされたことによる 皆減
資	公営企業の脱炭素化事 業	公営企業の脱炭素化事業	対象事業費の「	1/2			4, 700	11, 000	△6, 300	対象事業費が減少することによる減
	企業債償還金	国庫補助対象事業 (簡易水道再編推進事業分)	水道施設統合素 に係る元金償還				54, 380	54, 231	149	元利均等方式で償還している企業債の償還が進み、元金償還金が増加することによる増
		簡易水道事業(旧町地区分)	簡易水道事業は 元金償還金の1				57, 808	69, 724	△11,916	一部償還が満了したことに伴い、元金償還金が減少することによる減
金	金 出資金計 ②					116, 888	383, 355	△266, 467		
		合 計 (①+	2))				139, 901	407, 404	△267, 503	

3 下水道事業会計繰出金について

		予算説明書				
ページ	款	項	田	番号	事業名	予算額
	8	5	4	田 勺		
256~ 257	土木費	都市計画費	公共 下水道費	1-1	繰出金 下水道事業会計繰出金	千円 4,189,058

(1)概要

「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務副大臣通知)に基づき、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化すること等を目的とした繰出金

(2)財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳							
学 未貝	国庫支出金	地方債	その他	一般財源				
4,189,058	_		_	4,189,058				

※地方公営企業繰出金の根拠規定

地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の 特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- ー その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入(料金)をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入(料金)のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

4 下水道事業会計繰出金内訳表(対前年度予算比較)

【参考】

(単位・千円) 集落排水を除く

							(単位:千円)	集落排水を除く	
項目	内 訳	内容	算 定 方 法	6 年度当初 予算 (A)	5 年度当初 予算(B)	增 減 (A)-(B)	増減理由	6 年度当初 予算(A')	增 減 (A')-(B)
Ī	雨水処理負担金	雨水処理に要する経費	雨水処理施設の維持及び作業に要する絡 費(雨水排水費計上額)	50, 179	52, 144	△1, 965	雨水排水費の対象事業費の減による減	50, 179	△1, 965
,	水質管理負担金	下水の水質保全に要する経費	排水設備の検査等に要する人件費 (一般職1人)	5, 929	5, 377	552		5, 929	552
負	普及促進負担金	水洗便所の普及促進に要する人件費	人件費(一般職3人、再任用職員1人、 会計年度任用職員1人)の2分の1	11, 732	11, 036	696		11, 732	696
;	不明水処理負担金	汚水管に流入する不明水 (雨水や地下 水等) の処理に要する経費	汚水処理に係る経費のうち、不明水の処 理に要していると見込まれる経費	8, 115	54, 380	△46, 265	繰出額算定の基準となる前々年度 (令和4年度)決算において、不明 水量が前年度(令和3年度)より減 少したこと等による減	8, 115	△46, 265
1	企業債利子負担金	対象となる企業債の利子償還金の一部	下水道事業債(雨水分)の利子償還金ほか か	135, 974	158, 819	△22, 845	対象となる企業債利子の減による減	135, 893	△22, 926
担	汚水公費負担金	分流式下水道事業の資本費(汚水に係 る企業債の元利償還金)のうち、使用 料でなく公費で負担すべきもの	公共下水道事業は元利償還金の0.4 特定環境保全公共下水道事業は元利償還 金の0.7	1, 676, 905	1, 538, 929	137, 976	集落排水事業の法適用による増	1, 482, 236	△56, 693
ī	高資本費対策負担金	資本費が著しく高額になっている下水 道事業のうち、公費で負担すべきもの	特定環境保全公共下水道事業について、 対象事業費の一部	82, 608	38, 528	44, 080	集落排水事業の法適用による増	37, 025	△1, 503
金 金 」	児童手当負担金	児童手当法に基づく児童手当の給付に 要する経費の一部 (支給対象職員数:38人)	○3歳未満は、支給額15,000円のうち8,000 (7,000円は事業主負担) ○3歳以上は、支給額全額 ・3歳~高校生年代まで 10,000円 ○第3子以降について※ ・0歳~高校生年代まで 30,000円 ※多子加算のカウント方法は、22歳までの子について、カウント対象とする。	6, 584	5, 874	710		5, 784	△90
-		負担金計 ①		1, 978, 026	1, 865, 087	112, 939		1, 736, 893	△128, 194
補		水洗便所の普及促進を目的とする補助 金ほか	水洗便所改造費補助(市民税非課税世帯)ほか	14, 440	15, 130	△690	補助件数の減少が見込まれること等による減	14, 440	△690
助金	収支補てん補助金	農業集落排水、漁業集落排水事業に対 する収支補てん	農業集落排水、漁業集落排水事業の収支 が不足する額	151, 478	_	151, 478	集落排水事業の法適用による皆増		
<u>ж</u>		補助金計 ②		165, 918	15, 130	150, 788		14, 440	△690
出資	企業債元金等	雨水及び汚水に係る企業債元金償還ほ か	企業債の元金償還金に相当する額、雨水 建設事業に係る経費ほか	2, 045, 114	2, 125, 809	△80, 695	一部償還満期により元金償還金が減 少すること及び雨水建設事業に係る 経費が減少すること等による減	2, 044, 275	△81, 534
金	金 出資金計 ③					△80, 695		2, 044, 275	△81, 534
		繰出金計 (① + ② + ③)		4, 189, 058	4, 006, 026	183, 032		3, 795, 608	△210, 418

【参考】農業集落排水事業及び漁業集落排水事業における地方公営企業法の適用について

(1) 事業の経過

	・市町村合併により、集落排水処理施設が次のとおりとなった。
 平成 18 年度	
一十成 10 千度	漁業集落排水施設 野母崎地区3施設、高島地区1施設
6	・集落排水事業については、水産農林部において所管し、特別会計を設けて事業を実施
	・集落排水の使用料については、公共下水道と均衡を図るためそれと同額とし、赤字部分は一般会計繰入金にて補填
平成 19 年度	・施設維持管理業務等を上下水道局へ委託(施設管理の一元化)
平成 26 年度	・生活排水事業特別会計(農業・漁業集落排水事業)を水産農林部から上下水道局へ移管(事業運営の一元化)

(2) 地方公営企業法適用の必要性

- ・下水道事業会計との一体的な事業運営により、経営の効率化を図る。
- ・国が令和6年度までに公営企業会計への移行を要請していること。

(3) 法適用に係るこれまでの取組み

令和3年度	①法適用に係る方針決定 ②建設水道委員会説明(令和4年2月議会)
令和4年度	③固定資産台帳の整備(資産調査及び評価) 約3,000 件 ④料金システム、企業会計システム、アセットマネジメントシステムの改修
令和5年度	⑤公営企業会計導入(R6.4.1)に向けた財務諸表の作成
令和6年度	⑥地方公営企業法の全部を適用

(4) 今後の取組み(集落排水処理施設の公共下水道への統合について)

8箇所の集落排水処理施設のうち、下水道管の接続や処理施設の統廃合による経済効果が見込まれる6施設については、公共下水道への接続を予定している。